

# 環境衛生課からの お知らせ

## 不法投棄の監視強化！

有田川町は和歌山県と連携して、不法投棄の監視を強化しています。和歌山県はその一環として、次のように取り組んでいます。

和歌山県では廃棄物不法投棄対策として、監視カメラの設置および監視パトロールの実施をしたことで一定の効果を得ました。しかし依然として不法投棄がなくならないため、平成28年度から新しく小型監視カメラを導入し、不法投棄対策を強化しています。

湯浅保健所管内では、11月～12月に有田川沿いに小型監視カメラを設置するとともに、重点的にパトロールをし、監視を強化します。

監視カメラで得た情報は、廃棄物不法投棄の抑止、発見した場合の指導などの徹底を目的としたもので、それ以外に用いることはありません。

今後も監視体制や啓発、関連機関



吉備庁舎 環境衛生課  
清水行政局 建設環境室  
52-2111  
52-2111  
ごみ分別すれば資源

との連携を強化し、廃棄物不法投棄の防止に取り組みます。

不法投棄を防ぐためには、一人一人が注意を傾けることが大切。地域ぐるみで監視し、不法投棄をさせないようにしましょう！



不法投棄され、腐敗したみかん。農作物の摘果・収穫後、敷地外へ捨てるなどの行為も不法投棄にあたります！

## 年末のし尿収集

年末のし尿収集については、11月25日(金)までに業者にお申し込みください。この日を過ぎると、年内に収集できないことがあります。

### ●し尿収集回収業者

○有田川町全域

(有)武田清掃 ☎32・2391

○吉備・金屋地域

上田衛生 ☎52・4582

※12月29日(木)から1月5日(木)までの間、し尿収集業務は休みます。

## 不幸な猫をなくしよう

不適正な飼い方や野良猫への無秩序な餌やりなどによって、過多に繁殖したり、生活環境に支障が生じたりした多くの猫が殺処分されています。人と猫が共生できる社会を目指し、「和歌山県動物愛護管理条例」が一部改正されました。主な点は次のとおりです。

### ●飼い主への対策

○飼い主の責任を強化(遵守事項の一部を義務化)

### 【義務】

- ・所有明示(氏名・連絡先などを記載した首輪や名札またはマイクロチップなどの装着)

※遵守事項の一部を義務化

- ・ふんの適正な処理

### 【努力義務】

- ・屋内飼養

### ●野良猫への対策

①地域猫対策

- ・地域猫対策の認定制度を創設。
- ・不妊・去勢手術費などの助成。

②餌やりのルール化(遵守事項)

### 【義務】

- ・生殖できない野良猫に時間を決めて行う。
- ・餌やり後は速やかに片付ける。

- ・猫のトイレを設置して適正に処理する。

### 【努力義務】

- ・周辺に住む人への説明に努める。

